

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税2)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 ①特別償却又は税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする)	
		《要望の内容》 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10において令和6年3月31日が適用期限となり、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。	
		《関係条項》 国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10 同施行規則第20条の5 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項	
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和2年度～令和7年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度：創設 平成27年度：拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報	

			<p>サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。)</p> <p>平成 28 年度:見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。)</p> <p>平成 30 年度:見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和2年度:見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、②高度医療施設の外国人患者に対するサービスの提供、③外国籍企業が行う統轄事業の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和 4 年度:延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・ 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 1 条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>

		<p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。</p> <p>(国家戦略特区制度の目標)</p> <p>国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>これまでに当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域(以下「特区」という。)は、3地域(東京圏、関西圏及び新潟市)である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標(自治体によっては政策目標として設定されている場合もある)などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。</p> <p>①東京圏</p> <p>東京圏においては、東京都及び神奈川県において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【東京圏の目標】</p> <p>世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。</p>

		<p>【東京都の特区目標に合致する指標】 東京都では「未来の東京戦略」を令和3年に公表。 このうち特区目標に関わる指標として以下が該当する。 海外高度人材 2019年 18,296人⇒2030年目標 50,000人 ※2025年度までの目標 30,400人</p> <p>国際会議の誘致については「東京都 MICE 誘致戦略 2023」を令和5年に公表。 このうち上記目標に関わる指標として以下が該当する。 国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件) ⇒2030年 世界第3位以内 出典「東京都 MICE 誘致戦略 2023」</p> <p>【神奈川県の特区目標に合致する指標】 神奈川県で策定した「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、特区目標に関わる指標として以下が該当する。 県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数(累計) 2024年まで 19件</p> <p>②関西圏 関西圏においては、大阪府及び京都府において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【関西圏の目標】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。</p> <p>【大阪府の特区目標に関連する指標】 大阪府で策定している「大阪の再生・成長に向けた新戦略」において、特区目標に関連するものとして、健康・医療関連産業のリーディング産業化を重点分野の1つとし、取組みを進めている。 大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している。 大阪府の強みであるライフサイエンス分野について、彩都・健都・中之島の三拠点において医療機器関連産業を含むライフサイエンス分野の関連企業等の集積をさらに進め、そこから生まれる様々なシーズをうまく事業化に結び付けていく。</p> <p>【京都府の特区目標に関連する指標】 京都府では、「京都府総合計画」を令和4年12月に改訂。このうち特区目標に関連する指標として以下が該当する。 スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状(H27～R1年度):83件⇒目標(R5～R8年度):133件 府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状(R1～R3平均):20件⇒目標(R4～R7年度):80件</p>
--	--	--

		<p>③新潟市 新潟市においては、税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に向けて取り組んでいる。</p> <p>【新潟市の目標】 地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業を実践するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成する。あわせて、農業分野の創業、雇用拡大を支援する。</p> <p>【新潟市の特区目標に関連する指標】 新潟市では、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を組み込んだ「新潟市総合計画 2030」を令和4年12月に策定。このうち特区目標に関わる指標として以下が該当する。 農業産出額推計値 現状 569.9 億円⇒2030 年度目標 573.0 億円 ※2025 年度までの中間目標は 571.4 億円。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において16の事業が実施されており、そのうち高度医療に関する新薬・新しい医療機器の研究開発に関わるものが5事業、MICE施設やインターナショナルスクール等の整備により国際的な経済活動の拠点形成に資するものが10事業、農業の高付加価値化につながる研究開発に関わるものが1事業実施されており、研究開発に関わる事業においては研究開発が行われ製品化等に繋がったものが出てくるとともに、整備された施設・設備は引き続き新たな研究開発に寄与している。また、経済活動の拠点形成につながる施設については、当該施設の開業（開業済みは4施設）により、国際会議等の開催・誘致や、海外高度人材の呼び込みに貢献するなど、各特区が掲げる特区目標に寄与している。</p>																																																	
10	有効性等	<p>① 適用数 (単位: 法人)</p> <table border="1" data-bbox="596 1346 1225 1547"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(適用法人数) 当該年度に税制支援を活用した法人の数 【算定根拠】 別紙1を参照</p> <p>② 適用額 (単位: 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="596 1697 1310 1935"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>0</td> <td>756</td> <td>0</td> <td>1960</td> <td>1408</td> <td>1567</td> </tr> </tbody> </table> <p>(適用額) 認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	特別償却	0	0	0	0	0	0	税額控除	0	1	0	2	2	4	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	適用額							特別償却	0	0	0	0	0	0	税額控除	0	756	0	1960	1408	1567
年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																																													
特別償却	0	0	0	0	0	0																																													
税額控除	0	1	0	2	2	4																																													
年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																																													
適用額																																																			
特別償却	0	0	0	0	0	0																																													
税額控除	0	756	0	1960	1408	1567																																													

		<p>【算定根拠】 別紙 1 を参照</p>																												
	<p>③ 減収額</p>	<p>特別償却については R2 年度～R7 年度の調査期間において適用及び適用見込なし</p> <p>【税額控除】 単位: 百万円</p> <table border="1" data-bbox="596 488 1307 1043"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> <th>令和 6</th> <th>令和 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>834</td> <td>0</td> <td>2,213</td> <td>1,553</td> <td>1,728</td> </tr> <tr> <td>法人住民 税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業 税</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>61</td> <td>37</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 別紙 1 を参照</p>	年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	法人税	0	834	0	2,213	1,553	1,728	法人住民 税	0	0	0	0	0	0	法人事業 税	0	20	0	61	37	41
年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7																								
法人税	0	834	0	2,213	1,553	1,728																								
法人住民 税	0	0	0	0	0	0																								
法人事業 税	0	20	0	61	37	41																								
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況 特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。</p> <p>①東京圏を構成する東京都の取組</p> <p>令和元年度以降の適用実績及び今後の適用見込(事業実施計画の大臣確認済み事案)は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="596 1568 1402 2020"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業(竣工・竣工見込ベース)</th> <th>税制対象 設備投資額 (税額控除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>インキュベーションオフィス 1 事業</td> <td>355 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 1 年度</td> <td>インキュベーションオフィス 1 事業 MICE1 事業</td> <td>33,414 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>サービスアパートメント 1 事業</td> <td>9, 352 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>インターナショナルスクール 1 事業 MICE1 事業</td> <td>27,991 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)	平成 30 年度	インキュベーションオフィス 1 事業	355 百万円	令和 1 年度	インキュベーションオフィス 1 事業 MICE1 事業	33,414 百万円	令和 2 年度		0	令和 3 年度	サービスアパートメント 1 事業	9, 352 百万円	令和 4 年度		0	令和 5 年度	インターナショナルスクール 1 事業 MICE1 事業	27,991 百万円							
年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)																												
平成 30 年度	インキュベーションオフィス 1 事業	355 百万円																												
令和 1 年度	インキュベーションオフィス 1 事業 MICE1 事業	33,414 百万円																												
令和 2 年度		0																												
令和 3 年度	サービスアパートメント 1 事業	9, 352 百万円																												
令和 4 年度		0																												
令和 5 年度	インターナショナルスクール 1 事業 MICE1 事業	27,991 百万円																												

令和6年度	MICE1事業 サービスアパートメント1事業	20,119 百万円
令和7年度	サービスアパートメント1事業 インターナショナルスクール1事業	67,839 百万円

出典:令和4年度までは「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」、令和5年度以降は事業実施計画ベースとしている。

上記事業(MICE 除く)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	海外高度人材	インキュベーションオフィス	サービスアパートメント	インターナショナルスクール
	出入国在留管理庁統計	新規事業を行う海外高度人材の入居者数※1	上段:整備戸数 下段()内:うち外国人入居推計戸数※2	定員数 ※3
令和1年度	17,095人	6	-	-
令和2年度	18,829人	6	-	-
令和3年度	17,564人	14	-	-
令和4年度	18,685人	14	160戸 (126戸)	-
令和5年度	約2.3万人 ※4	14	160戸 (126戸)	880人※3
令和6年度	約2.7万人 ※4	14	330戸 (254戸)	880人※3
令和7年度	約3.0万人 ※4	14	1,177戸 (485戸)	1,320人※3

出典:インキュベーションオフィスは「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」をベース、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールは各施設の大臣確認した事業実施計画ベース。

※1:海外高度人材は、在留資格の「経営・管理」「高度専門職」等に該当する者のため、インキュベーションオフィスに入居の1社につき社長1名として換算した。

※2:サービスアパートメントの「外国人入居推計戸数」は、整備戸数に、令和4年度開業施設分は、令和4年度における外国人入居可能面積割合の実績(79%)に基づき令和5年度以降も同レベルとして換算、令和6年度以降の開業施設分は事業実施計画に記載の外国人入居可能面積の想定割合を乗じてそれぞれ換算した。

※3:インターナショナルスクールは、児童・生徒の一人に対してその親のいずれかが海外高度人材であると仮定し、かつ事業実施計画の大臣確認済み事業はいずれも外国人割合(ハーフなど二重国籍含む)9割以上としていることから、定員数分までは海外高度人材の呼び込み効果があると換算した。

※4:東京都が公表する「未来の東京戦略」において令和12年までの目標5万人が設定されているが、当該目標以外にそれまでの年度ごとの目標は設定されていない。このため、整備された適用施設の寄与度を表すため、参考までに令和5～12年度までを均等に按分して示している。またその効果とある適用施設の寄与度合いは※2及び※3の考え方で整理している

このことから、適用した施設では令和4年度の海外高度人材の来訪に140人分貢献していると推計される。

上記事業(MICE事業)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	MICE施設数	国際会議等の件数※1	国際会議等の日数	順位※4	東京都の国際会議開催件数※5
令和1年度	0	—	—	6位	719件
令和2年度	1※2	0件	0日	4位※6	225件※6
令和3年度	1※2	3件	8日	3位※6	408件※6
令和4年度	1※2	6件	35日	—	—
令和5年度	2※3	※4	招致活動中	—	—
令和6年度	3※3		招致活動中	—	—
令和7年度	3※3		招致活動中	※7	—

出典:2・3・4年度実績は「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」から参照。

※1:当該施設は、国際会議等を対象としており、これには国際会議の他、討論会、講習会その他これらに類する集会並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し(いわゆるアフターコンベンション)も含まれている。このため、東京MICE戦略の目標である国際会議以外の会議も含まれる。

※2:令和2年度に開業したMICE施設は、令和2年度の開業以後、新型コロナウイルス感染症の流行により、各国の渡航制限や入国規制などの影響で国際会議等の招致が難しく、令和4年度も年度当初に招致していた大型国際会議が他国開催に変更になるなど、引き続き影響を受けている。また、JNTOの「国際会議統計」などからも同様の傾向である。

※3:認定を受けるにあたり各施設とも事業実施計画を策定し、施設の稼働日数に占める招致を予定する国際会議等の割合を出すこととしているが、2施設とも事業実施計画はコロナ発生前に作成し認定されたものであるため、昨年の入国制限緩和以降、会議等の開催は回復傾向にあるものの、計画策定時とは事業環境が異なること、また、ハイブリッド開催にも対応する施設であり国際会議等の開催も回復傾向であるが現在招致活動に取り組んでいることなど、このように複数の変動要素があることから事業実施計画から推計される開催件数を採用しないこととし、国際会議等の件数欄の考え方については※4のとおり。国際会議等の日数欄については、招致活動中と表記した。

※4:令和4年度と比べ、適用事業者へのヒアリングに基づき現在の会議招致状況から一定以上の国際会議等の開催が見込まれる。

※5:出典 UIA 国際会議統計(日本政府観光局ホームページで公表)

※6:国際会議統計は令和4年度は今後公表予定であり各国において新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限等の影響下であったため、令和4年度までは参考値である。なお令和4年度稼働の施設は新型コロナウイルス感染症等の影響を受け※2の記載のとおり大型国際会議のキャンセルを受けるなどしていたが、国際会議等の開催するなど貢献した。

※7:政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては2030年までに世界3位以内の達成を目標としている。またその効果となる適用施設の寄与度合いはMICE事業の※3の考え方で整理している

これら施設(計10施設)の運営状況(前記の各施設の運営を示した表を参照)から、令和4年度実績において、海外高度人材の呼び込みに対して、これらに効果のあるインキュベーションオフィスの入居者数、サービスアパートメントの整備戸数のうち外国人推計入居個数からおおよそ140人分、国際会議等については6件の開催実績があった。また、令和7年度の計画ベースでは、海外高度人材の呼び込みに対して、これらに効果のあるインキュベーションオフィスの入居者数、サービスアパートメントの整備戸数、インターナショナルスクールの定員数の合計値からおおよそ2,511人分の効果が想定され、国際会議等については、令和7年度に計3施設が稼働することから、東京都の国際会議等の開催に寄与していくと推計される。また、上記10施設の外、13の施設(うち令和6~7年度に着工見込の事業は10施設、令和8~9年度に着工見込の事業は3施設)について当該制度の活用を検討している。

これらにより、東京圏東京都において、その特区目標のうち、インキュベーションオフィス、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールの整備等により世界で一番ビジネスのしやすい環境に繋げるとともに、国際会議等の開催により世界から人材が集まり、これらの取組により国際的ビジネス拠点形成に繋がっており、目標への寄与が見込まれる。

②東京圏を構成する神奈川県を取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (特別償却)	成果等
平成29年度～令和3年度	再生医療の研究開発に関する設備導入	134百万円	再生医療関係の研究開発を実施し、1件製品化。また新たな製品化に向けて治験中。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」

当該施設では、再生医療の研究開発に関する設備導入を行い、再生医療の研究開発を実施しており、これまでに令和2年度に1件製品化するとともに、現在新たな製品化に向けて治験中。これらは神奈川県再生医療等関連産業の市場形成に資する取組である。

前記事業における神奈川県の特区目標に関わる指標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

年度	県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数		製品化された税制適用事業
	目標値	実績値	
令和2年度	—	2件	1件
令和3年度	—	6件	0件※2
令和4年度	—	集計中	0件※2
令和5年度	—	製品化された場	開発中
令和6年度	19件(累計) ※1	合1以上の効果	開発中

出典:神奈川県による調査

※1 令和6年度までに達成することとしている。

※2 適用事業者は令和3・4年度の薬事申請はなかった。

上記のとおり、過去の税制適用数は県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数に寄与している。例えば令和2年度の件数2件に対し製品化された適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

③ 関西圏を構成する大阪府の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象設備投資額(税額控除)	成果等
平成28～29年度	高度医療に係る医療機器の研究開発	601百万円	これまでに医療機器を2件開発し、製品化(薬事承認含む)した。
平成29～30年度	再生医療に係る新薬の研究開発	4408百万円	複数の新薬の研究開発に取り組んでおり、一部は治験を実施した。
平成30年度	高度医療に係る医薬品の大量製造技術の確立に向けた研究開発	1271百万円	これまでに大量製造技術を開発・確立し、医薬品の提供を開始した。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」

これら研究開発施設(3施設)においては、多くの事案で製品化または製品化に向けた治験開始に至っている。一方、引き続き研究開発を行っている事案もあり、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

前記事業における大阪府の特区目標に関連する指標

年度	医療機器生産額 実績値		製品化された 税制適用事業
	全国に占める シェア	生産額	
令和2年度	3.4%	829億円	1件
令和3年度	3.4%	880億円	0件※
令和4年度	統計結果が 出ていない	統計結果が 出ていない	0件※
令和5年度	製品化された 場合シェア	—	開発中
令和6年度		—	開発中
令和7年度		さらなる拡大 を目指す	開発中

出典：令和3年薬事工業生産動態統計年報

※適用事業者は令和3・4年度の製品化実績はなかった。

税制適用事業の製品化後、当該企業全体の売上高は増加の一途をたどっており、税制措置が医療機器生産額の増加の一助になっている。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

④関西圏を構成する京都府の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (特別償却)	成果等
平成28 年度～ 30年度	iPS細胞由来の血液 製剤の研究開発に関 する設備導入	111百万円	iPS細胞由来の 血液製剤の研究 開発及び治験を 実施。

出典：「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発施設は、iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施しており、特区の目標である再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の促進」の達成に貢献している。

上記事業における京都府の特区目標に関連する指標

年度	スタートアップ・エコシステム形 成を通じたスタートアップ企業 設立数(累計)		適用事業数
	目標値	実績値	
平成27年～ 令和元年度	—	83件	1件
令和2年度	—	—	0件※2
令和3年度	—	—	0件※2
令和4年度	—	—	0件※2
令和5年度	—	製品化され た場合1以 上の効果	開発中
令和6年度	—		開発中
令和7年度	133件※1		開発中

出典:京都市による調査

※1 令和3年度から令和7年度までの累計値を目標として設定している。

※2 税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった。

年度	府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計)		適用事業数
	目標値	実績値	
令和元年度	—	20件※2	—
令和2年度	—	20件※2	—※3
令和3年度	—	20件※2	—※3
令和4年度	—	—	—※3
令和5年度	—	税制適用事業者がいる場合1以上の効果	—
令和6年度	—		—
令和7年度	80件※1		—

出典:京都市による調査

※1 令和4年度から令和7年度までの累計値を目標として設定している。

※2 令和元年度から令和3年度の実績の平均値

※3 税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった。

前記のとおり、過去の税制適用数はスタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計)に寄与している。例えば平成27年度～令和元年度の設立数83件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

⑤新潟市の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象設備投資額(税額控除)	成果等
平成27年度～28年度	革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発	20百万円	農業情報サービスを製品化した。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発設備は、農業情報サービスの研究開発を行い、既に製品化しており、新潟市の目標である農業産出額推計値の向上を後押しすることが期待される。

上記事業における新潟市の特区目標に関連する指標

年度	農業産出額推計値		製品化された 税制適用事 業数
	目標値	実績値	
令和2年度	—	569.9億円	1件※1
令和3年度	—	509.8億円	—※3
令和4年度	—	統計結果が 出ていない	—※3
令和5年度	—	営農の効率化 に資するもの のため農業産 出額に寄与	—
令和6年度	—		—
令和7年度	571.4億円※2		—

出典：市町村別農業産出額(推計)

※1 令和2年度までに製品化された税制適用事業数

※2 令和3年度から令和7年度までの目標値になります。

※3 ※1は農産品ではなく、システムであるため、令和3年度・4年度の農産品の効率的な生産に貢献している。

調査期間中の令和3年度について実績値としては減少しているが、今後も、税制適用された事業者においては、製品化した製品により農業分野に貢献していくことが見込まれ、目標への寄与が見込まれる。

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由

上記のとおり、本税制を適用した事業者は、それぞれの事業実施計画に基づき設備・施設を導入するとともに、これら設備・施設を活用して各事業実施計画に示された特定事業を実施している。

定量的な目標として、各特区を構成する自治体が別に定める指標などから設定し、各特区の目標に対して一定程度それぞれ貢献している。例えば東京圏では国内外の人の交流・企業の集積に必要な施設を整備し、それらが運営されることで海外高度人材の増加や国際会議等の招致が図られることで国際的な経済活動の拠点形成が図られていく。関西圏では主に研究開発などから新製品の開発や新たな技術確立、また新潟市では、農業の高度化に係る技術開発が行われ、これらは新たな製品開発などに繋がることで、産業の国際的な競争力強化が図られていく。これらの成果は、前述のとおり各特区が所在する自治体の政策目標にそれぞれ貢献するとともに、その結果各自治体の特区目標に資する取組となっており、かつ国家戦略特区の目的である、産業の国際競争力の強化と、国際的な経済活動の拠点形成に資する取組となっている。

また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は29.3%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因

			<p>効果は、約 178 億円(608 億円×29.3%)と推計される</p> <p>○適用数が僅少であることについて 本特例措置のこれまでの対象事業は 16 事業(うち 4 事業は令和 5 年 8 月時点で建設中)と僅少である。 これは、本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みを行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品等や付加価値の高い農産物等の研究開発、国際的な事業機会の創出や国際的な規模の事業活動の促進に資する事業(例:国際会議場等の整備)に限定されており、かつ、国家戦略特区の規制の特例措置を活用することが要件となる取組となっている。</p> <p>このような中、前述の「所期の目標の達成状況」のとおり、国家戦略特区法の目的に資する事業が実施されている</p> <p>また、内閣府が業界・自治体向けに実施した本税制措置の適用を検討している事業数は、令和6年度以降に着工事業ベースで見ても 15 事業あり、このほか誘致等への活用が 1 事業あるなど、海外高度人材の誘致や国際会議等の招致を促進する動きが継続して行われる見込みである。</p> <p>以上のとおり、適用実績は少ないものの、当該措置によって、特区法の目的である特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みが進むことで研究開発の促進、国際会議の開催数や海外高度人材の増加といった効果をあげており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する研究開発や、海外高度人材の来訪や国際会議等の誘致につながるなど、前述「④効果」のとおり各特区の区域方針の目標の達成につながり、また、R2 年度から R4 年度の減収額は約 8 億円のところ、設備投資額 608 億円、総合経済波及効果は約 1,007 億円、雇用誘発効果は 8,914 人を実現していることから本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 02)

適用数等及び減収額の算定根拠

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	0件	財務省適用実態調査	
②特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③税額控除実施額	0円	財務省適用実態調査	
④減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	$(0 \times 23.2\% + 0 \text{円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	$0 \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨特別法人事業税	0円	$0 \text{円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	1件	財務省適用実態調査	
②特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③税額控除実施額	755.84 百万円	財務省適用実態調査	
④減収額	853.34 百万円	833.69 百万円+0円 +19.65 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	833.69 百万円	$(0 \text{円} \times 23.2\% + 755.84 \text{百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \text{円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	19.65 百万円	0円+19.65 百万円	⑧+⑨

	⑧所得割	0円	0万円×1%	②×税率
	⑨特別法人事業税	19.65百万円	755.84百万円×1% ×260%	③×税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	0円	0円+0円0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	(0×23.2%+0円) ×(1+10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	0円	0×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	0円	0円×1%×260%	③×税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	2件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1960百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	

④減収額	2212.84 百万円	2161.88 百万円+0 円+50.96 百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	2161.88 百万円	(0 円 × 23.2% + 1960 百万円) × (1 + 10.3%)	(② × 税率 + ③) × (1 + 税率)
⑥法人住民税	0 円	0 円 × 23.2% × 7.0%	② × 税率 × 税率
⑦法人事業税	61.36 百万円	0円+61.36 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0 円	0 円 × 1%	② × 税率
⑨特別法人事業税	50.96 百万円	1960 百万円 × 1% × 260%	③ × 税率

令和 6 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	2件	租特透明化法及び地方 税法に基づく実態調査 に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0 円	租特透明化法及び地方 税法に基づく実態調査 に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1408 百万円	租特透明化法及び地方 税法に基づく実態調査 に係る特区自治体調査	
④減収額	1589.63 百万円	1553.02 百万円+0 円+36.61 百万円	④+⑤+⑥
⑤法人税	1553.02 百万円	(0 円 × 23.2% + 1408 百万円) × (1 + 10.3%)	(② × 税率 + ③) × (1 + 税率)
⑥法人住民税	0 円	0 円 × 23.2% × 7.0%	② × 税率 × 税率
⑦法人事業税	36.61 百万円	0 円+36.61 百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0 円	0 円 × 1%	② × 税率
⑨特別法人事業税	36.61 百万円	1408 百万円 × 1% × 260%	③ × 税率

令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	4件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1567百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	1769.14百万円	1728.4百万円+0円+40.74百万円	④+⑤+⑥
⑤法人税	1728.4百万円	(0円×23.2%+1567百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	40.74百万円	0円+40.74百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	40.74百万円	1567百万円×1%×260%	③×税率